

医療的ケア児等のトータルライフ支援体制の整備 (医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業)

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児・者等を含む)とその家族が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、短期入所の環境の整備・充実を図るとともに、障害福祉従事者の専門性向上を総合的に促進
- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(緊急時の受入れ・対応等)を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築
- ・新型コロナウイルス禍において、親をはじめとした支援者が陽性となり、医療的ケア児等が陰性だった場合に、在宅での支援が難しくなる。そうしたときに、医療的ケア児が短期入所サービスを利用することが必要。

短期入所サービス拡大促進事業

★県・市町村連携による補助事業(ソフト事業)★

<短期入所の利用>

- ※医療型:1人1日の利用につき12,000円
- ※福祉型:1人1日の利用につき
 - ア重症心身障害児・者等の場合は5,000円
 - イ医療的ケア児・者の場合は7,000円
 - ウアかつイの場合は12,000円

県

⑤利用実績に応じて補助

- ※市町村助成額(左記基準額が上限)の1/2
- ※岡山市を除く。

<緊急時の受入れの場合>

- ※医療型・福祉型:1人1回の利用につき7,000円

④利用実績に応じて助成

- ※医療的ケア児等の利用
 - <1人当たり年間60日が限度>
- ※障害者等の緊急時の受入れ
 - <1人当たり年間6回が限度>

市町村

②事業実施の周知

①実施事業者の承認

短期入所事業所(医療型)
短期入所事業所(福祉型)

利用者【拡充】

※当該市町村に居住

③短期入所サービスを利用

【対象拡大(H30.4.1~)】

- ① 医療型短期入所サービス費の対象者には該当しないが、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害児・者を、福祉型短期入所事業所で受け入れた場合
 - ・1人1日当たりの利用につき7,000円(年間60日が限度)
 - (医療的ケアが必要な重症心身障害児等の場合は12,000円/日・人)
- ② 緊急時の受入れ(利用者又はその家族等からの要請に基づき、緊急に受け入れた場合)
 - ・1人1回当たりの緊急受入れにつき、調整に係る費用として7,000円(年間6回が限度)

短期入所事業所開設等支援事業

★県による補助事業(ハード事業)★

- 障害者等の緊急時の受入れ対応の機能強化等を図る短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助。
- ※補助率1/2 ・上限額 2,000千円【H30~】

医療的ケア児等支援者養成事業

★人材の養成や専門性向上★ 医療的ケア児等を支援する

- ① 医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修等の実施
 - ・看護職員等を対象とした専門機関でのケア実習、専門家の派遣、主治医等による助言指導
- ② 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター等を養成するための研修の実施【H29~】
- ③ 医療的ケア児等コーディネーターのフォローアップ研修の実施【R5~】
- ④ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【H29~】
 - ア 障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助
 - イ 上記研修受講期間における代替職員の確保に要する経費の補助(給料(賃金)、手当、社会保険料等)
 - ただし、代替職員が勤務する日数は現任障害福祉従事者を派遣する延日数の4倍を上限に補助
 - ※補助率:10/10 ・アの上限:425千円(85千円/人)、イの上限額:800千円(200千円/月)